

「自然的文化財」について

平澤 毅（奈良文化財研究所／遺跡整備研究室長）

1. 「自然的文化財」ということの企図

遺跡や名勝地、動物・植物・地質鉱物など、土地に定着し、又は、風土とともに育まれ、そして、風土そのものを構成するような種類の文化財は、その土地の自然や国土の成り立ち、ひいては、地球環境そのものを基盤として存在している。そのようなことは、すべて元を辿れば、さまざまな地域に固有の民俗に関わる文化財のほか、有形文化財や無形文化財など、あらゆる種類の文化財についても通じることといえる。

包括的な意味での「文化財」は、広く人間の精神的・身体的な活動による所産であり、その物質的諸要素の人工によるものか天然によるものかによる概念ではない。そこには、人間を取り巻き、あるいは、あらゆる人間の生活を支えるものとしての環境に対する理解や、そこからどのような作用を蒙っているのか、また、どのような働きかけをしているのか、などということも含まれているといえる。しかし、「文化財」に、ほとんど自然的な諸要素によってのみ構成されているように見えるものが含まれていることへの「違和感」は、比較的一般的感覚として存在しているものと思われる。

奈良文化財研究所文化遺産部遺跡整備研究室が企画し、平成24年（2012）2月16日（金）・17日（土）に開催した遺跡等マネジメント研究集会（第1回）のテーマ設定において、「自然的文化財」という、おそらく、ほとんど使われたことのないような言葉を提示したのは、このような「違和感」を超えたところで、特に、自然環境保護に関わる取組や運動・活動の対象として分別されがちな傾向にあって、また、各地の文化財担当者等の多くが考古学や歴史学を学問的背景としていることなどから何となく倦厭されがちな「天然記念物」や「自然的名勝」などを、「文化財」として認識することの顕著な重要性を強調したい気持もあり、さらに、この度の研究集会での検討対象を明示したいという考えからであった。

本稿では、そういったことをもう少し立ち入って検討しつつ、研究集会の成果を踏まえ、改めて「自然的文化財」ということを考えてみたい。

2. 「文化財」に対する認識

一般に、「文化財」というと、建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書など、人の手によってつくられたモノのイメージが強いのではないだろうか。あるいは、芸能や工芸、民俗などに関わる有形・無形の所産のことがイメージされるのではないだろうか。

「文化財」という言葉は、「文化」の（あるいは「文化的」な）「財（財産）」と理解されるのが普通であろう。「文化」という言葉には、人間が成し遂げてきた業績や、それをさらに将来に向かって実現していく人間の能力との関わりのほか、人間が自らの生活を向上していくことなどが強く印象づけられたりしている。そして、「文化財」は、そのような「文化」の作用による「財産」と直感して、多分に人間が芸術や学問・道徳・宗教などを通じて何かを作り出すこと、あるいは、その優れた成果であると理解したりするものと思われる。しかも、日本における近現代の歴史的過程を通じて、いまや私たちは、「文化」と「自然」との対比を常套のものとして、あたかも、「人工」（人の手を加え、また、人力で作る）と「天然」（人為の加わらない状態）との対比に等しいかのようにも感じられてはいないか。

このことは、文化財の類型を示すときに、「有形文化財」や「無形文化財」、「民俗文化財」などといい、また、文化財保護法において指定する場合において「重要文化財」（あるいは、「重要無形文化財」、「重要有形民俗文化財」、「重要無形民俗文化財」）や「国宝」と呼称することなどにも大きく影響されているかも知れない。これら有形・無形・民俗の文化財の類型が対象としているのは、人間の創造的活動の成果としてのモノであり、また、創造的活動の発露それ自体であり、また、それらを支える人間の風俗慣習の表象である。一般の人々が、「保護」する「文化財」を何と呼称するかと問われた時には、まず「重要文化財」あるいは「国宝」の言葉が浮かんでくるのは用語の順当な道理ともいえるし、それら「重要文化財」に指定されているのは、建造物、絵画、工芸品、考古資料や歴史資料など、人為によって製作されたものである。

一方で、文化財保護法の適用上、「天然記念物」をはじめとして、「名勝」や「重要文化的景観」のほか、「史跡」を構成する土地や「重要伝統的建造物群保存地区」において歴史的風致を形成する範囲、「重要文化財」の建造物が所在する敷地においても、いわゆる〈自然環境〉がそれらの内容や価値の重要な要素となっているのは、決して特殊な場合ではなく、むしろ普遍的であるといえる。

いわゆる「文化」と「自然」は、Kultur〔ドイツ語〕／culture〔英語〕とNatur〔ドイツ語〕／nature〔英語〕の訳語として、明治時代半ばから大正時代にかけて日本に定着してきたものといわれるが、一般に、それらは対立する概念として普及されてきたものである。

そのような立場からすると、その内容と構成が、多く自然の要素から成る名勝や天然記念物などが「文化財」であるということに、相当に違和感があるのも当然のことと思われる。また、日本語の「文化財」は「文化」と「財」という2つの言葉の複合語に見えるので、対する「自然財」という概念もあるようにも感じられる。日本語の「文化財」は、英語で‘cultural property’、ドイツ語で‘Kulturgut’、韓国語で‘문화 재’というから、「文化」（あるいは、「文化的」）という言葉と「財産」という言葉の組合せで表現されるが、日本語・韓国語でも、英語・ドイツ語でも、あるいは、おそらく他の言語圏でも、「自然」という言葉と「財産」という言葉を組み合わせた「自然財」などという概念、あるいは、少なくともそのような表現の使用は、一般的とはいえないであろう。

また、「文化」にも「自然」にも、それぞれ連用・連体をなして相性の結構を成す言葉がある。例えば、「文化価値」「文化国家」「文化圏」などであり、「自然界」「自然災害」「自然保護」などである。そして、一般に「文化主義」と「自然主義」とは、それ自体、対立する概念としては取り扱われない。あるいは、高度に発展し、組織化された人間社会やそれを豊かなものとする物質面を強調する「文明」(civilization〔英語〕／Zivilisation〔ドイツ語])に対する「文化」(culture〔英語〕／Kultur〔ドイツ語])は、地球上に暮らすさまざまな人間の生活の様式や技術、芸術や学問など、精神面での創造性を強調するものであるというように、むしろ、「文化」は「文明」との関係において理解される概念として定着してきたものといえる。一方、「自然」概念に対する認識も、「文明」の度合いが進むにつれて失われることに対して高まってきたものといえる。すなわち、「文化」と「自然」は対立するというよりも、対「文明」ということにおいて、むしろ、私たちの精神(心)と身体(物)との関係のように理解すべき概念と考えるべきではないかと思われる。

画期的な技術革新と世界的な産業経済の急速な発展に象徴される20世紀の文明の飛躍的な進歩とそれがもたらしたさまざまな影響を通じて、私たちは、将来に向けていかにして自分たちが暮らすこの世界をどう保全するのかという問題を明確に認識し、いまや「持続可能性」sustainability、あるいは、そのことに取り組むときに極めて重要な「多様性」diversityや「循環型社会」Society with an Environmentally-Sound Material Cycleなどの言葉は、あらゆる分野において、最重要のキーワードとまでなっている。その取組の対象は、さまざまな世界観を成す民族・集団等¹⁾の「文化」であり、その有形・無形の表象たる「文化財」であり、そして、私たちが未だ知覚どころか予感することすら出来ないことを含んだ地球上のすべての場所の「自然環境」である。そこに掲げられているテーマは、いわば、「人工」と「天然」という対立する(もしくは、少なくとも対立しているように見える)現象の調和であり、一体性であるといえる。

この度の研究集会においても、「自然」と「文化」の一体性が論じられたのはもちろんのこと、「自然的文化財」(あるいは、「自然文化財」という用語への違和感も重ねて表明され、また、地域における「自然」と「文化」、あるいは、それらから成る環境・歴史と住民の生活・生業などは密接不可分な関係にあることが、さまざまな観点と具体的な事例から示された。

この研究集会において「自然的文化財」という用語を掲げたことは、結果的にそのような「違和感」に対するアンチテーゼとなったようにも思われ、「文化財」が、複合語としてではなく、人間との関係において、人工の所産も天然の所産も含めた総体として理解する「文化」形態のひとつであるということ、さらに強力な印象を伴いながら改めて確認・共有することができたものと思う。

3. 文化財における自然の重要性

かつて、文化的景観としての森林を論じる中で、日本における文化財と森林の関わりに触れた。今回の研究集会における趣旨説明で提供した「文化財における自然の重要性」の話題は、その時の整理を基本としている。

この中で、まず前提としたのは、文化財保護法に規定する6つの文化財のいずれについても、森林と無関係でいられるものは存在しない、ということであった。

日本や韓国をはじめとする東アジア地域(東洋)の際立った特徴として挙げられるのは、西洋が「石の文化」であるのに対して「木の文化」と表現されるということである。特に日本においては、国土の約7割が山岳地形であり、また、国土面積の3分の2を森林が占めていて、

国土とその歴史、文化、自然、そして、それらの成り立ちなどについて考える上で、森林との関係を検討することは不可欠のことである。日本において、自然と「文化財」とが如何なる関係にあるのかということを検討する場合には、この森林との関係の検討が重要な示唆を与えてくれると考えられたことから、「自然的文化財」との関連で「木の文化」の文化財における自然の重要性ということを考える際にも援用することとした。

ここでは、若干の表現を調整して示すこととするが、日本の「文化財」として、「自然」は、

- ①文化財の素材を生み出す《根源》として、
- ②文化財の材料を調達する《場所》として、
- ③文化財としての価値を有する《対象》として、
- ④文化財と一体を成す《環境》として、
- ⑤有形・無形の文化財を生み出す人々が生活・生業を営む《土地》として、

重要なものであるとしてみたところである。

その基本的な考え方は、保護すべき文化財として文化財保護法の規定に示された「文化財」の例示をもとにしたもので、包括的であるのか否かについて未だ深く検討を加えていないため、必ずしも十全なものとはいえないかも知れないが、保護制度の便宜上規定される「文化財」類型との対応関係については、次のように考えてみた。

すなわち、①と②は建造物や彫刻などの「有形文化財」、③は峡谷・海浜・山岳その他観賞上の重要性を有する自然の「名勝地」や「動物・植物・地質鉱物」など学術上の重要性を有する天然の所産、④は古墳・城跡・寺社境内・庭園などの「遺跡」等の内外や建造物の周辺環境、あるいは、「伝統的建造物群」において一体をなして歴史的風致を成す環境、⑤人々の生活・生業とその背景となる風土そのもの、あるいは、それらの関連性に着目した「文化的景観」、などである。ここでは、「文化財」の認識との関わりで、特に①と②について考えてみたい。

「文化財」は、これまで人々が積み重ねてきた歴史と伝統の上に成り立つもので、洋の東西を問わずに、その材料は自然環境から調達されてきたものであり、もちろん、①には石材や土などの素材も含む。それを、例えば、日本の建造物について見れば、構造・造作材（用材）としてのスギ（杉）・ヒノキ（檜）・アカマツ（赤松）・サワラ（樺）、塗装材・接着剤としてのウルシ（漆）、屋根葺材としてのカヤ（茅）・ヨシ（葭）、あるいは、左官材・屋根葺材・化粧材としてのタケ（竹）、畳材としてのイグサ（藎草）などの「植物性資材」や、瓦・レンガ・叩き土・壁土の材料となる粘土類、漆喰の材料となる石灰や貝灰、内外壁・床用仕上げ材や擁壁・木造基礎やコンクリートの骨

材としての石材などの「鉱物性資材」がある。このようなことは、建造物に限らず、彫刻や工芸品その他の有形文化財や、無形文化財に使用する道具についても同様であるし、さらには、絵画や芸能・工芸など、創造的活動の契機をもたらし、その発露を促す素材の多くも含め、直接・間接に自然を《根源》とするものである。

一方、そのような自然から得られる素材から作り上げられたカタチ有る文化財は、それぞれに固有である。それらを構成する素材のうちには、限られた地域においてのみ調達が可能で、また、限られた伝統的技術によってのみ資材としての加工が可能なものも少なくない。限られた天然の素材を加工し、伝統の技術を駆使してつくられる「和紙」や「顔料」なども、固有の風土に育まれた自然環境に支えられているのである。物質的に構成される有形文化財も、精神の働きを淵源とする無形文化財も、風土に根差した有形・無形の民俗文化財も、永久不変ではなく、保護上の観点からは、それぞれの文化財を固有に構成する材料の更新等が必要となってくる。すなわち、それらの維持には、固有の材料を調達する特定の《場所》にある自然の存在が深く関連しているのである。

しかし、文明の進展に伴う価値観の変化や生活の環境・習慣の推移に伴い、これらの《根源》や《場所》は急速に変化し、また、失われつつある。日本における文化財保護行政において、修理用資材の確保やそれらに関わる固有の伝統的技術の継承が喫緊の課題として認識されてきたのは、1970年代であり、文化財保存のための伝統的な技術・技能の継承については、1975年の文化財保護法の一部改正により、「選定保存技術²⁾」の制度を創設し、また、特に建造物については、修理用資材需給等実態調査を行って、その対策の検討に取り組んできた。

そして、この建造物の分野においては、定常的に取り組まれる修理事業に必要な資材を継続的に確保するため、全国各地に資材別の「ふるさと文化財の森³⁾」を設定するとともに、「研修・普及啓発施設の整備」、「体験学習・生涯学習」、「ボランティア活動」、「技能者の研修」などを一連の体系とする『ふるさと文化財の森システム推進事業』が取り組まれている。それぞれの文化財の起源や誕生の理からすれば当然のことであるが、このように有形文化財においても、これを将来にわたって継承するためには、さまざまな関わりでそれらを支える自然を育てていく必要がある。工業製産による経済論理に載りにくいこのような修理用資材確保の取組は、人間と自然との伝統的な結びつきを再確認し、現代の社会構造においてその関係を再構築する中で、文化財と自然環境が密接不可分であるとの認識をより一層深めさせている。

4. 「自然的文化財」とそのマネジメント

「自然的文化財」については、研究集会における冒頭の趣旨説明で《自然の環境又は要素、若しくは、人の手が加わった自然的な環境又は要素が文化的資産としての本質的価値、あるいは、その一部を構成する文化財》とする整理に言及した。ここにいう「自然的な環境又は要素」ということについては、これまでの「文化財」の取組から、里山・里海や庭園、家畜・家禽や栽培植物とそれらの飼育地・栽培地など、天然の営為と人工の行為とが一体となって作用して形成されてきたもの（あるいは、現象）などを念頭に置いたものであった。そして、そのマネジメントにおいては、「自然の文化性」「地域の自然と歴史」「現在と将来におけるひとと自然の関係」などをどのように理解し、行動していくのかを考えたいとした。

一方で、この地球上には、もはや人為の影響を受けていない自然環境は存在しないとも言われている。

それは、人口爆発や森林破壊、環境汚染に伴う生物多様性への脅威、あるいは、いわゆる温室効果ガスの大量放出に伴う地球温暖化とその諸々の影響などに代表されるように、自然環境の自浄作用を超えて人為の影響力が増大してきたからである。しかも、その威力の傾向は、不可逆的過程の中にあるといってもよい。

「自然」や「天然」には、人為が加わらないということのほか、人の力を凌駕する森羅万象や人知を超えた神の存在、あるいは、人の力ではどうすることもできないことの意味も含まれている。そして、当然のことながら、〈自然環境〉の方では、諸要素や諸現象が、いちいち、人工のものであるか、天然のものであるかを区別しないので、すべて、自然のこととして推移する。私たち人類は、言語や社会、文化の発展とともに、世界を分別・分割することで世界を認識し、その中で生きてきたが、世界は自らの意思を以て何ら自らを分けたりしない。

そうしたことがさまざまに明らかにされ、普及する中で、私たちは「文化財」と社会にあるさまざまな諸問題との関連性を深く認識するようになり、いまや、それらの成り立ちの背景にも普通に目が向くようになってきた。

「文化財」は、私たちが生きる世界と私たちとの関係をよく知り、感じるための象徴であり、代表であり、私たちが、よりよい将来を築くための礎である。私たちは、「自然」対「文化」という言葉の罫にはまって、私たちの現在と将来のために保全し、継承しようとしている「文化財」に対する取組の本質を見誤ったりしてはならない。

「文化財」は、私たちとの関係にあって、私たちが将来に伝えるものとして絶え間なく見出され続けるものの実

態であり、その要素が自然的であるか、文化的であるかということとは関係が無いことをここに再確認し、その総体としてのマネジメントのための具体的な方策を追求していかなければならないことを改めて強調したい。

【註】

- 1) 近年では、SNS (Social Network Service) 上などに構築された仮想社会の構成員から成る集団なども含まれる。
- 2) 文化財保護法第147条の規定に基づき、2012年9月1日現在、文化財の修理のほか、修理に必要な道具や材料の製作に係る技術・技能について、68件が選定されており、保持者46件52人及び保存団体29件31団体（重複選定があるため実際の団体数としては29団体）が認定されている。
- 3) 参考文献17) によれば、近年40ヵ所余り設定されている。

【参考文献】

- 1) 社団法人全国国宝重要文化財所有者連盟 (2002):『文化財週利用資材「畳」調査報告書』;社団法人全国国宝重要文化財所有者連盟,平成14年5月,58pp
- 2) 武内和彦 編 (2010):『火山噴火罹災地の歴史的庭園復元・自然環境変遷とランドスケープの保全活用』;東京大学大学院農学生命科学研究科緑地創成学研究室,126pp
- 3) 鳥取環境大学浅川研究室 編 (2010):『文化的景観としての水上集落論 ―世界自然遺産ハロン湾の地理情報と居住動態の分析―』;鳥取環境大学,112pp
- 4) 平澤毅 (2009):重要文化的景観としての森林;第120回日本森林学会大会講演集,J12,*テーマ別シンポジウム『『文化的景観』としての森林の将来像』資料
- 5) 平澤毅 (2009):日本における文化遺産としての風致景観の保護と保全 ―特にその歴史と「名勝」の保護について―;『国際学術シンポジウム〈名勝の現況と展望〉資料集』,(韓国)国立文化財研究所,p.p.71-268,ISBN 978-89-6325-185-1
- 6) 平澤毅 (2010):『文化的資産としての名勝地』:独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所,357pp
- 7) 平澤毅 (2011):造園学が取り組むべき『遺産』について;ランドスケープ研究,74(4),p.p.268-270
- 8) 平澤毅 (2011):奈良時代までの庭園 ―平安時代庭園検討の前提として―;『平安時代庭園の研究 ―古代庭園研究II―』,奈良文化財研究所学報,第86冊,p.p.9-39
- 9) 平澤毅 (2011):日本における名勝の保護 ―保存と活用、その方策と動向―;『韓・中・日 国際ワークショップ〈名勝保存と活用方策〉資料集』,(韓国)国立文化財研究所,p.p.33-164,ISBN 978-89-6325-693-1
- 10) 平澤毅 (2011):地域と遺跡・遺産 ―『総合的マネジメント』について―;『地域における遺跡の総合的マネジメント』,独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所,p.p.54-86
- 11) 文化庁 (1978):『文化財建造物修理用資材需給等実態調査報告書(1)(植物性資材)];文化庁,昭和53年12月,41pp
- 12) 文化庁文化財保護部建造物課 (1982):『文化財建造物修理用資材需給等実態調査報告書(2)(鉱物性資材)];文化庁,昭和57年12月,137pp
- 13) 文化庁文化財保護部建造物課 (1985):『文化財建造物修理用資材需給等実態調査報告書(3)(和紙)];文化庁,昭和60年12月,129pp
- 14) 文化庁文化財保護部建造物課 (1987):『文化財建造物修理用資材需給等実態調査報告書(4)(顔料)];文化庁,昭和62年12月,103pp
- 15) 文化庁文化財部記念物課 監修 (2005):『日本の文化的景観 ―農林水産業に関連する文化的景観の保護に関する調査研究報告書―』,同成社,323pp,ISBN4-88621-334-0
- 16) 文化庁文化財部 監修 (2007):特集 天然記念物のめぐすもの;月刊文化財,平成19年4月号(通巻第523号),第一法規,p.p.4-27,ISSN 0016-5948
- 17) 文化庁参事官(建造物担当) (2011):ふるさと文化財の森システム推進事業;月刊文化財,平成23年8月号(通巻第575号),第一法規,p.p.46-51,ISSN 0016-5948

【参考】日本の国語辞典にみる「自然的文化財」に関する用語について

日本における「文化財」という言葉の普及は、1950年の文化財保護法制定を大きな契機としている。この「文化財」という言葉が自然との関係において、どのように日本人の一般に理解されるのかを確認するために、日本語の国語辞典に示された説明を見てみたい。この中で、例えば、世界遺産条約に象徴される「遺産」というものが「文化」と「自然」の遺産として理解されているのに対して、「自然遺産」の語は、いまだ国語辞典には反映されていないことなどがある。また、「文化財」の用語は、大正時代以来、ドイツ哲学における「文化価値」という概念との関係において説明されてきた面もある。そのようなことも踏まえながら、関連する言葉として「文化」「自然」なども含め、一部に註を付して参照してみた。[平澤 毅]

■「広辞苑」(第六版, 2008, 岩波書店)より参照

●ぶんかざい【文化財】

文化活動の客観的所産としての諸事象または諸事物で価値を有するもの。文化財保護法の対象としては有形文化財・無形文化財・民俗文化財・記念物(埋蔵文化財と史跡名勝天然記念物)^{註1)}・文化的景観・伝統的建造物群の六種がある。

●ぶんか【文化】

- ①文徳で民を教化すること。
- ②世の中が開けて生活が便利になること。文明開化。
- ③(culture) 人間が自然に手を加えて形成してきた物心両面の成果。衣食住をはじめ科学・技術・学問・芸術・道徳・宗教・政治など生活形成の様式と内容を含む。文明とほぼ同義に用いられることが多いが、西洋では人間の精神的な生活にかかわるものを文化と呼び、技術的發展のニュアンスが強い文明と区別する。←→自然。

●しぜん【自然】

- ①⑦(ジネンとも) おのずからそうなっているさま。天然のままて人為の加わらないさま。あるがままのさま。
- ④(副詞的に) ひとりでに。
- ②⑦【哲】(physisギリシア・naturaラテン・natureイギリス・フランス) 人工・人為によりなつたものとしての文化に対し、人力によって変更・形成・規整されることなく神の、おのずからなる生成・展開によって成りだした状態。超自然や神の恩寵に対していう場合もある。
- ④おのずからなる生成・展開を惹起させる本具の力としての、ものの性^た。本性。本質。
- ②山川・草木・海など、人類がそこで生まれ、生活してきた場。特に、人が自分たちの生活の便宜からの改造の手を加えていない物。また、人類の力を超えた力を示す森羅万象。「—破壊」「—の猛威」「—の摂理に従って生きる」
- ⑤精神に対し、外的経験の対象の総体。すなわち、物体界とその諸現象。
- ④歴史に対し、普遍性・反復性・法則性・必然性の立場から見た世界。
- ②自由・当為に対し、因果的必然の世界。
- ③人の力では予測できないこと。
- ⑦万一。
- ④(副詞として) もし。ひょっとして。

●じんこう【人工】

人の手を加えること。また、人力で作り出すこと。

●てんねん【天然】

- ①〔後漢書 賈逵伝〕人為の加わらない自然のままの状態。また、人力では如何ともすることのできない状態。自然。「—の美」「—アユ」←→人工。
- ②造物主。造化。
- ③〔史記 主父偃伝〕本性。天性。

●いさん【遺産】

- ①死後に遺した財産。すなわち人が死亡当時もっていた財産。所有権・債権などの権利のほかには債務をも含む。相続財産。「父の—」
- ②比喩的に、前代の人が遺した業績。「文化—」

●ぶんかいかさん【文化遺産】

将来の文化的発展のために継承されるべき過去の文化。

●ぶんかかち【文化価値】

- ①ある物が文化財として持っている価値。生活理想の実現にとつての価値。
- ②新カント学派の用語としては、文化財を判定する基準となる価値。真・善・美・聖など。

註1) 文化財保護法第2条第1項に規定する当該法律上の「文化財」は、同項第1号から第6号に示された6つの類型(それぞれ、同条同項以下において、「有形文化財」「無形文化財」「民俗文化財」「記念物」「文化的景観」「伝統的建造物群」と呼称すると規定されている。)であって、「埋蔵文化財」の用語は、同法第92条第1項に「土地に埋蔵されている文化財(以下「埋蔵文化財」という。))との規定に基づくもので、第2条第1項に規定された「文化財」が「土

地に埋蔵されている」場合のことであると理解しなければならぬ。なお、この場合、「無形文化財」のほか、「民俗文化財」のうちの無形のものも直接に「土地に埋蔵されている」状態は想定できないが、それらに関連する道具類などの物件が「埋蔵文化財」に含まれるべきものと考えられることができる。また、「埋蔵文化財」に関する対応は、考古学的遺跡に関わる場合が極めて多く、文化庁における所管は、記念物保護行政と一体のものとして記念物課が担当していることから、このような誤解も生じやすいということであろうか。また、昭和29年(1954)の文化財保護法改正において、従前、文化財保護法による指定の法的処分の有無に拘わらず「史跡名勝天然記念物」と呼称していたものにつき、第2条第1項に同法上の「文化財」の規定を設けることによって、未だ指定されていない物件を「記念物」、そのうち史跡、名勝又は天然記念物に指定されたものを「史跡名勝天然記念物」と総称することとなったものである。現行の文化財保護法では、第109条の規定には、「文部科学大臣は、記念物のうち重要なものを史跡、名勝又は天然記念物(以下「史跡名勝天然記念物」と総称する。)に指定することができる。」とある。すなわち、同法第2条第1項第4号に規定する「記念物」を母集団として、その母集団に含まれる遺跡や名勝地、動物、植物、地質鉱物を、それぞれの特質等に応じて、史跡、名勝又は天然記念物に指定することとなり、それら指定物件を総称して「史跡名勝天然記念物」とするものである。

「広辞苑」(第六版, 2008)で、恐らく注釈上の便宜から「記念物(埋蔵文化財と史跡名勝天然記念物)」と記載しているが、これは、「記念物」の中に「埋蔵文化財」と「史跡名勝天然記念物」が含まれるものと誤解される恐れがあるので適切ではなく、文化財保護法上の「文化財」の類型を示すに当たって、「有形文化財」や「無形文化財」などとの並列する場合にあっては、単に「記念物」とのみ記載するべきである。なお、注釈としての()書きを付すとすれば、「記念物(遺跡、名勝地、動物・植物・地質鉱物) などとするのが適切であろう。

■「精選版 日本国語大辞典」(初版^{註2)}, 2006, 小学館)「日本国語大辞典」(第二版, 2002, 小学館)より参照

●ぶんかざい【文化財】

- ①文化活動によってつくり出された事物・事象で文化的価値を有するもの^{註3)}。
- ②特に、文化財保護法で定められた有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、伝統的建造物群の総称^{註4)}。

●ぶんか【文化】

- ①権力や刑罰を用いなくて導き教えること。文徳により教化すること。
- ②世の中が開けて進んで、生活内容が高まること。文明開化。
- ③自然に対して、学問・芸術・道徳・宗教など、人間の精神の働きによってつくり出され、人間生活を高めてゆく上の新しい価値を生み出してゆくもの。
- ④(他の語の上に付いて) 便利である、ハイカラ・モダンである、新式であるの意を表す語。「文化産」「文化住宅」「文化村」など。

□江戸時代、光格・仁孝両天皇の代の年号。享和四年(一八〇四)二月一日に改元、文化一五年(一八一八)四月二日に至って次の文政となる。外国船が樺太、長崎などに盛んに出没するようになり、爛熟した江戸文化の開花期。

【語註】(1) 漢籍に見られる語だが、明治時代に「文明」とともにcivilizationの訳語として使用され、当初は「文明」とほぼ同じ意味であった。「文明」が「文明開化」という成語の流行によって明治時代初期から一般的に使用されていたのに対して、「文化」が定着したのは遅れて明治二〇年前後である。(2) 明治三〇年代後半になると、ドイツ哲学が日本社会に浸透し始め、それに伴い「文化」はドイツ語のKultur(英語のculture)の訳語へと転じた。それによって、次第に「文化」と「文明」の違いが強調されるようになった。大正時代には、「文化」が多用され、「文明」の意味を包括することとなった。

●しぜん【自然】

□①(形動) 山、川、海、草木、動物、雨、風など、人の作為によらずに存在するものや現象。また、

すこしも人為の加わらないこと。また、そのさま。それらを超越的存在としてとらえることもある。

- ②(形動) あることがらが、誰にも抵抗なく受け入れられるさま。また、行為・態度がわざとらしくないさま。
- ③天から受けた性。物の本来の性。天性。本性。
- ④「しぜん(自然)の事」、または「しぜん(自然)の時」の略。
- 多く「しぜん」「しぜんに」の形、または単独で副詞的に用いる。物事がおのずから起こるさまを表す。
 - ①ひとりでになるさま。おのずから。また、生まれながらに。
 - ②そのうち何かの折に。いずれ。
 - ③物事がうまくはかどるさま。
 - ④物事が偶然に起こるさま。ぐうぜん。
 - ⑤異常の事態、万一の事態の起こるさま。もし。もしかして。万一。ひょっとして。

【語註】(1) 古代、漢籍ではシゼン、仏典ではジネンと発音されていたものと思われるが、中世においては、「日葡辞書」の記述から、シゼンは「もしも」、ジネンは「ひとりでに」の意味というように、発音の違いが意味上の違いを反映すると理解されていたことがうかがわれる。なお、中世以降、類義語である「天然」に「もしも」の意味用法を生じさせるなどの影響も与えたと考えられる。(2) 近代に入って、natureの訳語として用いられたが、当初は、「本性」という意味であったと言われており、後には、文芸思潮である「自然主義」などにも使われるようになる。(3) 「自然」と「天然」は、明治三〇年代頃までは、「自然淘汰」「天然淘汰」などの例があり、現代などとは違って、二語は用法において近い関係にあった^{註5)}。

●じんこう【人工】

自然物に人間の力が増えられること。また、人間がつくりだすこと。人のしわざ。人為。人造。

●てんねん【天然】

- ①(形動ナリ・タリ) 人の作為が加わっていないこと。天然のままであること。また、そのさま。また、人の力ではおぼえないことやそのさま。自然。
- ②(形動ナリ・タリ) 生まれつきであること。それ本来の姿であること。また、そのさま。天性。
- ③(形動ナリ・タリ) 偶然に起こるさま。無意識のさま。
- ④造化の神。造物主。

●いさん【遺産】

- ①死者の残した財産。所有権、債権などの権利のほか債務も含む。
- ②比喩的に、前代の人々が残した業績や文化財などをいう。

●ぶんかいかさん【文化遺産】

前の時代の文化財で、現在に伝わるもの。次の時代の発展のために継承される文化。

●ぶんかかち【文化価値】

- ①文化財としての価値。また、文化の面から人間社会をより豊かなものとする価値。
- ②(ドイツ Kulturwert の訳語) 新カント学派などで、自然の生命価値とは区別された。人間が創造した文化財に付着している価値。普遍的社会的価値。たとえば、文学、芸術、宗教、道徳、法律、経済、政治、科学などに付着している価値。

註2) 日本国語大辞典第二版編集委員会・小学館国語事典編集部編「日本国語大辞典 第二版」は第1巻から第13巻に別巻を加えた全14巻から成り、2000年12月から2002年12月にかけて刊行された。一方、小学館国語事典編集部編「精選版 日本国語大辞典」は全3巻から成り、第一巻が2006年1月1日、第二巻が2006年2月10日、第三巻が2006年3月20日の発行で、上述した各用語は、「日本国語大辞典 第二版」をそのまま参照したものである。『日本国語大辞典 第二版』註3) 『日本国語大辞典 第二版』では、参照例として「*現代語大辞典(1932)〔藤村作・千葉勉〕「ぶんかざい 文化財」文化によって出来た産物のこと。学問・芸術・道徳・宗教など」と付記されている。

註4) 「精選版 日本国語大辞典」においては、その刊行以前

に生じた文化財保護法における2004年5月30日の一部改正の内容が参照されるべきであるが、反映されておらず、文法的景観に関する言及がない。

註5)「日本国語大辞典 第二版」においては、注記として、(一)「じねん(自然)の補註」とあり、これを参照すると、「仏教関係では「じねん」とよむことが多い。また、中世以前では、「ひとり」で、おのづから」の意のときは「じねん」とよむことがふつうで、「万一、ひよっとしたら」の意のときは「しぜん」と読みわけていたといわれる。」とある。

■『大辞泉』(第一版, 1995, 小学館)より参照

●ぶんかざい【文化財】

- ①文化活動の結果として生み出されたもので、文化的価値を有するもの。
- ②文化財保護法で、保護の対象とされるもの。有形文化財・無形文化財・民俗文化財・記念物・伝統的建造物群の五種がある。

●ぶんか【文化】

- ①人間の生活様式の全体。人類がみずからの手で築き上げてきた有形・無形の成果の総体。それぞれの民族・地域・社会に固有の文化があり、学習によって伝習されるとともに、相互の交流によって発展してきた。カルチャー。「日本の——」「東西——の交流」
- ②①のうち、特に、哲学・芸術・科学・宗教などの精神的活動、およびその所産。物質的所産は文明とよび、文化と区別される。
- ③世の中が開けて生活内容が高まること。文明開化。多く他の語の上に付いて、便利・モダン・新式などの意を表す。「——住宅」

【関連】文化・文明 「文化」は民族や社会の風習・伝統・思考方法・価値観などの総称で、世代を通じて伝承されていくものを意味する。◇「文明」は人間の知恵が進み、技術が進歩して、生活が便利に快適になる面に重点がある。◇「文化」と「文明」の使い分けは、「文化」が各時代にわたって広範囲で、精神的所産を重視しているのに対し、「文明」は時代・地域とも限定され、経済・技術の進歩に重きを置くというのが一応の目安である。「中国文化」というと古代から現代までだが、「黄河文明」というと古代に黄河流域に発達した文化に限られる。「西洋文化」は古代から現代にいたるヨーロッパ文化をいうが、「西洋文明」は特に西洋近代の機械文明に限っていうことがある。◇「文化」のほかが広く使われ、「文化住宅」「文化生活」「文化包丁」などでは便利・新式の意味となる。

●しぜん【自然】

- 【名】
- ①山や川、草、木など、人間と人間の手の加わったものを除いた、この世のあらゆるもの。
- ②人間を含めての天地間の万物。宇宙。
- ③人間の手の加わらない、そのもの本来のありのままの状態。
- ④そのものに本来備わっている性質。天性。本性。
- ⑤哲学で、⑦他の力に依存せず、自らの内に生成・変化・消滅の原理を有するもの。④精神とは区別された物質的世界。もしくは自由を原理とする本体の世界に対し、因果的必然的法則の下にある現象的世界。経験の対象となる一切の現象。

□【形動】 ㊦【ナリ】

- ①言動にわざとらしさや無理のないさま。「気どらない——な態度」「——に振る舞う」
- ②物事が本来あるとおりであるさま。当然。「こうなるもの——な成り行きだ」
- ③ひとりてにそうなるさま。「——にドアが閉まる」

□【副】

- ①ことさら意識したり、手を加えたりせずに事態が進むさま。また、当然の結果としてそうなるさま。おのづから。ひとりてに。「無口だから——(と)友だちも少ない」「大人になれば——(と)わかる」
- ②「自然の事」の略。もしくは。万一。
- ③たまたま。偶然。

【類語】 □ ㊦ (1) 天然・羅森万象・天工・造化・天造・原始 / (3) 天地・あめつち・山河・山水・山川草木・生態系・ネーチャー / ㊦ (1) (無為・素朴・有るがまま・ナチュラル / (3) (連用修飾語として) 自ずから・自ずと・ひとりてに

●じんこう【人工】

自然の事物や現象に人間が手を加えること。また、人間の手で自然と同じようなものを作り出したり、自然と同じような現象を起こさせたりすること。「——の湖」「——着色」↔天然。

●てんねん【天然】【名・形動】

- ①人為が加わっていないこと。自然のままであること。また、そのさま。「——の良港」「栄養不足で——に立ち枯れになった木の木の様なもので(啄木・雲は天才である) ↔人工。

②うまれつき。天性。「——の美声」

●いさん【遺産】

- ①死後に残した財産。法的には、人が死亡当時持っていた所有権・債権・債務も含む全財産をいう。相続財産。
- ②前代の人が残した業績。「文化——」

●ぶんかいかいさん【文化遺産】

前代から現代に伝わってきた、また、将来継承されるべき文化・文化財。

●ぶんかかち【文化価値】

- ①ある物が文化財としてもっている価値。
- ②《ドイツ Kulturwelt》リッケルトらの用語。真・善・美・聖・幸福などのように先験的で普遍妥当的な価値。

■『角川国語辞典』(蔵書版, 1976, 角川書店)より参照

●ぶんかざい【文化財】名

- ①文化活動によって作りだされたもの。学問・芸術など。
- ②文化財保護法で、保護の対象となっているもの。有形文化財・無形文化財、ほかに天然記念物など。

●ぶんか【文化】名

- ①世の中が開け進むこと。
- ②学問・道徳で、民を教え導くこと。
- ③人間が本来の理想を実現していき活動の過程。その物質的所産である文明に対して、特に精神的所産の称。芸術・科学・道徳・宗教・文法など。「——史」「日本——」→ぶんめい(文明)

●しぜん【自然】

- 【名】
- ①形動ダ
- ②天然のままの状態。
- ③人間の手を加えない、物事そのままの状態。
- ㊦人工。
- ④【哲】狭義では、山川草木。広義では、外界に実在するいっさいの現象。
- ⑤人類以外に存する外界。
- ⑥造化の作用。
- ⑦本性。天性。
- 【副】 ひとりてに。

●じんこう【人工】名

ひとのしわざ。ひとの力で作りだすこと。㊦自然。

●てんねん【天然】名

- ①人工の加わらない状態。自然。㊦人造。
- ②人力ではどうすることもできない状態。
- ③造物主。
- ④生まれつき。本性。「——の美質」

●いさん【遺産】名

- 死後に残した財産。
- ぶんかいかいさん【文化遺産】名
- 現代の文化の発展に力をあたえた過去の学問・芸術・道徳などの総称。

■『新潮国語辞典—現代語・古語—』(1965, 新潮社)より参照

●ブンカザイ【文化財】

- 文化活動によって生み出され、文化価値のあるもの。
- 文化財保護法で保護の対象として定められているもの。有形文化財(建造物・絵画・彫刻工芸品・筆跡・典籍・古文書・考古資料など)・無形文化財(演劇・音楽・工芸技術など)・民即資料・史跡名勝天然記念物の四種がある。

●ブンカ【文化】

- 権力や刑罰を用いずに導き教えること。
- 世の中が開け進むこと。
- 学問の進歩。
- ㊦(ド Kultur)【哲】人間が、自然に対して働きかける過程で作り出した、物質的・精神的所産の総称。物質的所産を文明というのに対し、精神的所産(学問・芸術・道徳・宗教など)を文化という場合が多い。

●シゼン【自然】(「ジネン」も)

- 一(名)
- 人力の加わらない本来の状態。
- 人力で左右できない状態。
- 造化の作用。また、それによって生じたもの。
- ㊦本性。もって生まれた性質。
- ㊦【哲】認識の対象となる一切の外界の現象。
- 二(副)
- 万一。
- おのづから。ひとりてに。

●ジニコウ【人工】

人間の力を加えること。人力で作出すこと。人間のしわざ。↔自然・天然

●テンネン【天然】

- 人工の加わらない状態。自然。
- 人力で自由にできない状態。
- 造物主。
- ㊦本性。生まれつき。

●イサン【遺産】

- 故人が家族に残した財産。
- ブンカカチ【文化価値】
- 文化財としてもっている価値。
- 文化財を決める基準となる価値。
- 新カント学派などで、生活価値と異なった、真・善・美・幸福などの先験的で普遍妥当的な価値。

■『新訂版 大言海』(1956, 富山房)より参照

●ぶんか(名) 文(註6)

- (一) 武力、刑罰ナドヲ用キズニ、教化スルコト。
- (二) 【獨逸語、Kultur・英語、Cultureノ譯語】自然ヲ純化シ、理想ヲ實現セムトスル人生ノ過程。即チ、人間ガ自然ヲ征服支配シテ、本来、具有スル究極ノ理想ヲ實現完成セムトスル過程ノ總稱。カカル過程ノ産物ハ、學問、藝術、道徳、宗教、法律、經濟、ナドレシナリ。
- (三) 俗ニ、西洋風ナルコト。又、新シガルコト。「文化住宅」「文化村」「文化的設備」

●しぜん(名) 自然

- (一) オノツカラ、然ルコト。天然。
- (二) 人力ヲ以テ左右スル能ハザル狀。勢ノ赴ク所。
- (三) 天ヨリ亨ケタル性。本性。天賦。
- (四) 萬一ノ事ノ、出来タル場合。一旦、緩急アル時。

●じんこう(名) 人工

人ノシワザ。人造。人為。(天工ニ對ス)

●てんねん(名) 天然(然ハ、漢音ゼン、呉音ねんナリ、じねんじヨノ如シ)

- (一) 自ラ然ルコト。自然。
- (二) 本性。天稟。

●いさん(名) 遺産

人ノ死後ニノコリタル財産。又、ノコシタル財産。遺財。

註6)「文化財」の項は無い。

■『大辞典』(初版, 1936, 平凡社)より参照

●ブンカザイ 文化財

Kulturgüter ㊦ 與へられた自然の事實を眞・善・美・聖等の理想に準って形成せる成果所産をいふ。

●ブンカ 文化

- 威力刑罰を用ひざる教化。
- 學問の進歩。
- Kultur ㊦ 自然に対する語。與へられた自然を材として人間が一定の目的に従ってその理想を實現せんとする過程の總稱。
- ㊦光格天皇御宇の年號。甲子革命により享和四年(皇紀二四六四)二月十一日改元。十五年四月二十二日文政と改む。

●シゼン 自然

- 天然のままて人力を須たないこと。人工の加はらぬさま。
- 人力では左右出来ぬ状態。當然の勢。
- 物の本性。天然の性質。もって生まれた性質。
- ㊦萬一の事。重大事の發生すること。
- ㊦ nature ㊦ Naltur ㊦ 譯語。ギリシャ語 φύσις のラテン語 natura より近世語に轉譯さる。多様な意味に使用せらるるも主なるものを擧ぐれば、物の固有の性・素質・本質の意。生命の原理又は生産力の意、人為に對して非人為の意、人間理性的加工作用をうけぬものの意、恩寵又は啓示に對して吾人の本具する理知の意、内界と外界又は精神界と形體界の兩者に互って経験の対象の總體の意等に用ひらる。倫理學上も種々の意味に使用さる。

●ジニコウ 人工

人のしわざ。人為。人造。天工の對。

●テンネン 天然

人為でないこと。人力によって左右し得ない状態。自然。天から授かったまま。自然^{註7)}。

●イサン 遺産

死者が生前に有した一切の財産。

●ブンカカチ 文化価値

㊦ Kulturwerte ㊦ 純粹なる價值そのものとして文化財より區別せらるるもの。即ち文化財の普遍妥當性を判定する標準、眞・善・美・聖をいふ。

註7)「天然」の説明に、「自然」の語が2回示されているが、同書における「ジネン 自然」の項を見ると「①人為の加はらない状態。おのづからさうあること。天然。自然(引用註:「しぜん」のルビあり)。自然界。㊦ 人為をはなれて法の自性としておのづから然ること。又、因がなくて自ら然ること。自爾、法爾任運天然。③造化の力。自然。」とあるので、後者の方を「ジネン」と読むのかと思われる。